

女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

令和元年 9 月

大船渡地区環境衛生組合

大船渡地区環境衛生組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和元年9月13日
大船渡地区環境衛生組合管理者

大船渡地区環境衛生組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、大船渡地区環境衛生組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和元年9月13日から令和6年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制

本組合では、女性職員の活躍を推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（令和元年大船渡地区環境衛生組合規則第号）の規定に基づき、本計画の策定又は変更、本計画に基づく取組の実施状況の点検と評価を行うものとする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組内容と実施時期

【数値目標】

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条の規定に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

本計画の対象となる職員は、一般事務及び技能労務職員であるが、一般事務職員は構成市町である大船渡市からの派遣職員のみである。技能労務職員は本組合で直接採用しているが、全員男性であり、正規職員の採用も平成8年度以降は行っておらず、当面採用予定もない。

このことから、本計画において採用関係、登用関係の目標を設定することは難しいため、長時間勤務関係及び仕事と家庭の両立関係について、次に掲げる目標を設定する。

【取組内容及び実施時期】

上記による数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 長時間勤務関係

目標

令和5年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を平成30年度実績(32.6%)より0.4ポイント以上引き上げ、33%以上にする。

<取組内容>

心身の疲労の回復を図るため、適切な助勤体制をとりつつ、連続した休暇の取得に努める。

(2) 仕事と家庭の両立関係

目標

対象となる男性職員がある場合は、配偶者の出産休暇の取得割合100%と子の看護休暇等の取得割合の向上を目指す。

<取組内容>

仕事と家庭の各種両立支援制度(育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等)に関する情報を職員に提供する。